

# 令和8年度千葉県環境配慮物品調達方針

制 定 令和8年3月30日

## 1 意義・目的

地球温暖化やオゾン層の破壊、廃棄物問題など、地球規模の環境問題は、県民の日常生活や事業者の事業活動そのものに起因するものであり、県も事業者・消費者として地球環境へ多大な影響を与えていることを認識し、環境への負荷の少ない循環型社会の構築を進めなければならない。そこで、県では環境に配慮した物品の優先購入（グリーン購入）を進めることにより、循環型社会の構築に資することを目的とし、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」第10条の規定により、令和8年度の環境配慮物品調達方針を定める。

## 2 対象物品等

本方針の対象は原則として、千葉県の全ての機関が行う原材料、部品、製品などの物品や役務（以下「物品等」という。）の調達とする。

## 3 基本的考え方

県が物品等を購入及び使用するに当たっては、国の環境物品等の調達推進の基本的考え方に準じ、性能、機能、品質、価格に加え、環境に対する負荷を考慮し、調達の目的に支障のない範囲で、環境負荷の低減に資する物品等（以下「環境物品等」という。）の調達に努める。また、物品等の必要性について十分検討し、必要最低限の量を調達する。

環境に対する負荷の評価については、製造者や販売者から提供される情報や第三者機関が認証する「環境ラベル」（エコマーク、統一省エネラベル、省エネラベリング制度等）、グリーン購入ネットワークのホームページに掲載されている情報等を参考にする。

## 4 令和8年度において取組を推進する物品等及び調達目標

原則として、別表に定める「判断の基準等」に適合した環境物品等（296品目）の調達を推進し、同表に定める目標の達成に努める。

なお、物品等の調達目的に応じた環境物品等の調達が不可能な場合など、特別な事情がある場合はこの限りでない。また、別表に掲げた物品等以外のその他の物品等の調達に当たっては、「3 基本的考え方」により、その調達に努める。

## 5 その他留意事項

- (1) 環境物品等の調達に当たっては、本方針のほか、以下に示す方針についても留意する。
  - ・千葉県内の建築物等における木材利用促進方針
  - ・千葉県公用車の電動車導入方針
- (2) 各機関において調達した物品等を輸送する際に、可能な限り電動車等又は九都県市指定低公害車を使用させる等、調達に伴い発生する環境負荷について、可能な限り低減を図るよう努めるものとする。

## 6 実績の公表等

数値目標を定めた物品等については、調達の実績を集計し、その概要を取りまとめ、千葉県ホームページ等により公表する。

### 附 則

本調達方針は、令和8年4月1日から施行する。

別表

追加品目
削除品目
国の判断の基準等に変更がある品目

【22分野296品目】

※配慮事項及び備考の内容を含む。

対象物品		判断の基準等※	目標の立て方	調達目標
<b>1 分野横断</b>				
原材料に鉄鋼が使用された物品		国の基準等（「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定められた判断の基準等をいう。以下同じ。）を準用	国及び製造事業者等がウェブサイト等に公表する情報提供を踏まえ、目標の立て方について検討するものとする	国及び製造事業者等がウェブサイト等に公表する情報提供を踏まえ、調達を行う
<b>2 紙類（7品目）</b>				
情報用紙	コピー用紙	国の基準等準用	A4用紙換算を行い、調達総枚数に占める基準を満たす物品の枚数の割合とする。換算率は、A3用紙は2、A4用紙は1、B4用紙は1.5、B5用紙は0.75とする（*県独自（H19））	100%
	フォーム用紙			
印刷用紙	インクジェットカラープリンター用塗工紙			
	塗工されていない印刷用紙			
衛生用紙	塗工されている印刷用紙			
	トイレトペーパー		国の目標の立て方（「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定められた目標の立て方をいう。以下同じ。）を準用	
	ティッシュペーパー			
<b>3 文具類（85品目）</b>				
	シャープペンシル	国の基準等を準用	国の目標の立て方を準用	100%
	シャープペンシル替芯			
	ボールペン			
	マーキングペン			
	鉛筆			
	スタンプ台			
	朱肉			
	印章セット			
	印箱			
	公印			
	ゴム印			
	回転ゴム印			
	定規			
	トレー			
	消しゴム			
	ステープラー（汎用型）			
	ステープラー（汎用型以外）			
	ステープラー針リムーバー			
	連射式クリップ（本体）			
	事務用修正具（テープ）			
	事務用修正具（液状）			
	クラフトテープ			
	布粘着テープ（プラスチック製クロステープを含む。）			
	両面粘着紙テープ			
	製本テープ			
	ブックスタンド			
	ペンスタンド			
	クリップケース			
	はさみ			
	マグネット（玉）			
	マグネット（バー）			
	テープカッター			
	パンチ（手動）			
	モルトケース（紙めくり用スポンジケース）			
	紙めくりクリーム			
	鉛筆削（手動）			
	OAクリーナー（ウェットタイプ）			
	OAクリーナー（液タイプ）			
	ダストブロー			
	レターケース			
	メディアケース			
	マウスパッド			
	OAフィルター（枠あり）			
	丸刃式紙裁断機			
	カッターナイフ			
	カッティングマット			
	デスクマット			
	OHPフィルム			
	絵筆			
	絵の具			
	墨汁			
	のり（液状）（補充用を含む。）			
	のり（澱粉のり）（補充用を含む。）			
	のり（固形）（補充用を含む。）			
	のり（テープ）			
	ファイル（クリアーホルダー及びクリアーファイルを除く）			
	クリアーホルダー			
	クリアーファイル			
	バインダー			
	ファイリング用品			
	アルバム（台紙を含む。）			
	つづりひも			
	カードケース			
	事務用封筒（紙製）			
	窓付き封筒（紙製）			
	けい紙			
	起案用紙			
	ノート			
	パンチラベル			
	タックラベル			
	インデックス			
	付箋紙			
	付箋フィルム			
	黒板拭き			

	追加品目
	削除品目
	国の判断の基準等に変更がある品目

【22分野296品目】

※配慮事項及び備考の内容を含む。

対象物品	判断の基準等※	目標の立て方	調達目標
ホワイトボード用レーザー 額縁 テープ印字機等用カセット テープ印字機等用テープ ごみ箱 リサイクルボックス 缶・ボトルつぶし機（手動） 名札（机上用） 名札（衣服取付型・首下げ型） 鍵かけ（フックを含む。） チョーク グラウンド用白線 梱包用バンド	国の基準等を準用	国の目標の立て方を準用	100%
<b>4 オフィス家具等（12品目）</b>			
いす 机 棚 収納用什器（棚以外） ローパーティション コートハンガー 傘立て 掲示板 黒板 ホワイトボード 個室ブース ディスプレイスタンド	国の基準等を準用	国の目標の立て方を準用	100%
<b>5 画像機器等（10品目）</b>			
コピー機等 複合機 拡張性のあるデジタルコピー機	国の基準等を準用	国の目標の立て方を準用	100%
プリンタ等 プリンタ プリンタ複合機			
ファクシミリ ファクシミリ			
スキャナ スキャナ			
プロジェクタ プロジェクタ			
カートリッジ等 トナーカートリッジ インクカートリッジ			
<b>6 電子計算機等（4品目）</b>			
電子計算機 磁気ディスク装置 ディスプレイ 記録用メディア	国の基準等を準用	国の目標の立て方を準用	100%
<b>7 オフィス機器等（5品目）</b>			
シュレッダー デジタル印刷機 掛時計 電子式卓上計算機 一次電池又は小形充電式電池	国の基準等を準用	国の目標の立て方を準用	100%
<b>8 移動電話等（3品目）</b>			
携帯電話 PHS スマートフォン	国の基準等を準用	国の目標の立て方を準用	100%
<b>9 家電製品（6品目）</b>			
電気冷蔵庫等 電気冷蔵庫 電気冷凍庫 電気冷凍冷蔵庫	国の基準等を準用	国の目標の立て方を準用	100%
テレビジョン受信機 テレビジョン受信機			
電気便座 電子レンジ			
<b>10 エアコンディショナー等（4品目）</b>			
家庭用エアコンディショナー 業務用エアコンディショナー ガスヒートポンプ式冷暖房機 ストーブ	国の基準等を準用	国の目標の立て方を準用	100%
<b>11 温水器等（4品目）</b>			
ヒートポンプ式電気給湯器 ガス温水機器 石油温水機器 ガス調理機器	国の基準等を準用	国の目標の立て方を準用	100%
<b>12 照明（3品目）</b>			
照明器具 LED照明器具 LEDを光源とした内照式表示灯 電球形LEDランプ	国の基準等を準用	国の目標の立て方を準用	100%
<b>13 自動車等（8品目）</b>			
自動車 乗用車 小型バス 小型貨物車 バス等 トラック等 トラクタ	<判断の基準等> 判断の基準については「千葉県公用車の電動車導入方針」を準用し、配慮事項については国の特定調達品目の判断の基準等における配慮事項を準用する （*県独自（H21））	国の目標の立て方を準用	100%
タイヤ エンジン油	乗用車用タイヤ 2サイクルエンジン油	国の基準等を準用	
<b>14 消火器（1品目）</b>			
消火器	国の基準等を準用	国の目標の立て方を準用	100%
<b>15 制服・作業服等（4品目）</b>			
制服 作業服 帽子 靴	国の基準等を準用	国の目標の立て方を準用	100%

追加品目
削除品目
国の判断の基準等に変更がある品目

【22分野296品目】

※配慮事項及び備考の内容を含む。

対象物品		判断の基準等※	目標の立て方	調達目標	
<b>16 インテリア・寝装寝具（11品目）</b>					
カーテン等	カーテン	国の基準等を準用	国の目標の立て方を準用	100%	
	布製ブラインド				
	金属製ブラインド				
カーペット	タフテッドカーペット				
	タイルカーペット				
	織じゅうたん				
	ニードルパンチカーペット				
毛布等	毛布				
	ふとん				
ベッド	ベッドフレーム				
	マットレス				
<b>17 作業手袋（1品目）</b>					
	作業手袋	国の基準等を準用	国の目標の立て方を準用	100%	
<b>18 その他繊維製品（7品目）</b>					
テント・シート類	集会用テント	国の基準等を準用	国の目標の立て方を準用	100%	
	ブルーシート				
防球ネット	防球ネット				
旗・のぼり・幕類	旗				
	のぼり				
モップ	幕				
	モップ				
<b>19 設備（11品目）</b>					
	太陽光発電システム（公共・産業用）	国の基準等を準用	国の目標の立て方を準用	調達を推進する	
	太陽熱利用システム（公共・産業用）				
	地中熱利用システム				
	燃料電池			100%	
	エネルギー管理システム				
	生ゴミ処理機				
	節水器具				
	給水栓				
	日射調整フィルム				
	低放射フィルム				
	テレワーク用ライセンス				
Web 会議システム	調達を推進する				
<b>20 災害備蓄用品（16品目、うち再掲5品目）</b>					
災害備蓄用品（飲料水）	災害備蓄用飲料水	国の基準等を準用	国の目標の立て方を準用	100%	
災害備蓄用品（食料）	アルファ化米				
	保存パン				
	乾パン				
	レトルト食品等				
	栄養調整食品				
災害備蓄用品等（生活用品・資材等）	フリーズドライ食品				
	毛布				(再掲)
	作業手袋				(再掲)
	テント				(再掲)
	ブルーシート				(再掲)
	一次電池				(再掲)
	備蓄用作業服				
	非常用携帯燃料				
	携帯発電機				
	非常用携帯電源				
<b>21 公共工事（74品目） （資材 62品目）</b>					
盛土材等	建設汚泥から再生した処理土	国の基準等を準用	実績の把握方法等の検討を進める中で、目標の立て方について検討するものとする	事業毎の特性、必要とされる強度・耐久性、機能の確保等に留意しつつ調達の推進に努める	
	土工用水砕スラグ				
	鋼スラグを用いたケーソン中詰め材				
地盤改良材	フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材				
	地盤改良用製鋼スラグ				
コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材				
	フェロニッケルスラグ骨材				
	鋼スラグ骨材				
	電気炉酸化スラグ骨材				
アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物				国の基準等を準用又は「機械式フォームド方式」で製造し、製造時の加熱温度を10℃以上低減させ製造される混合物であること
	鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物				
	中温化アスファルト混合物（*県独自(R7)）				
路盤材	熔融スラグ混入アスファルト混合物（*県独自(H21)）				加熱アスファルト混合物用骨材がJIS A 5032に適合するものであること
	鉄鋼スラグ混入路盤材				国の基準等を準用
小径丸太材	再生骨材等	JIS A 5032に適合するものであること			
	熔融スラグ（*県独自(H21)）				
混合セメント	間伐材	国の基準等を準用			
	高炉セメント				
セメント	フライアッシュセメント				
	エコセメント				
コンクリート及びコンクリート製品	透水性コンクリート	普通エコセメントを使用したコンクリート二次製品であること			
	エコセメントコンクリート（*県独自(H14)）				
鉄鋼スラグ水和固化体	吹付けコンクリート	国の基準等を準用			
	鉄鋼スラグブロック				
塗料	吹付けコンクリート				
	下塗用塗料（重防食）				
	低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料				
防水	高日射反射率塗料				
	高日射反射率防水				
舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）				
	再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）				

追加品目
削除品目
国の判断の基準等に変更がある品目

【22分野296品目】

※配慮事項及び備考の内容を含む。

対象物品		判断の基準等※	目標の立て方	調達目標
園芸・緑化用土	浄水場発生土を用いた園芸・緑化用土 (* 県独自(H16))	①上水道又は工業用水道の浄水場発生土を使用していること ②金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令(昭和48年総理府令第5号)の別表第一の基準に適合する原料を使用したものであること	実績の把握方法等の検討を進める中で、目標の立て方について検討するものとする	事業毎の特性、必要とされる強度・耐久性、機能の確保等に留意しつつ調達の推進に努める
園芸資材	パークたい肥 下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料 (下水汚泥コンポスト)	国の基準等を準用		
道路照明	LED道路照明			
中央分離帯ブロック	再生プラスチック製中央分離帯ブロック			
タイル	セラミックタイル			
建具	断熱サッシ・ドア			
製材等	製材			
	集成材			
	合板			
	単板積層材			
直交集成板				
フローリング	フローリング			
再生木質ボード	パーティクルボード			
	繊維板			
木質系セメント板				
木材・プラスチック複合材製品	木材・プラスチック再生複合材製品			
ビニル系床材	ビニル系床材			
断熱材	断熱材			
照明機器	照明制御システム			
変圧器	変圧器			
空調用機器	吸収冷温水器			
	氷蓄熱式空調機器			
	ガスエンジンヒートポンプ式空調和機			
	送風機			
ポンプ				
配管材	排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管	国の基準等を準用		
衛生器具	自動水栓			
	自動洗浄装置及びその組み込み小便器			
大便器				
コンクリート用型枠	再生材料を使用した型枠			
	合板型枠			
<b>(建設機械 2品目)</b>				
	排出ガス対策型建設機械	国の基準等を準用	実績の把握方法等の検討を進める中で、目標の立て方について検討するものとする	事業毎の特性、必要とされる強度・耐久性、機能の確保等に留意しつつ調達の推進に努める
	低騒音型建設機械			
<b>(工法 7品目)</b>				
建設発生土有効利用工法	低品質土有効利用工法	国の基準等を準用	実績の把握方法等の検討を進める中で、目標の立て方について検討するものとする	事業毎の特性、必要とされる強度・耐久性、機能の確保等に留意しつつ調達の推進に努める
建設汚泥再生処理工法	建設汚泥再生処理工法			
コンクリート塊再生処理工法	コンクリート塊再生処理工法			
舗装(表層)	路上表層再生工法			
舗装(路盤)	路上再生路盤工法			
法面緑化工法	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法			
山留め工法	泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法			
<b>(目的物 3品目)</b>				
舗装	排水性舗装	国の基準等を準用	実績の把握方法等の検討を進める中で、目標の立て方について検討するものとする	事業毎の特性、必要とされる強度・耐久性、機能の確保等に留意しつつ調達の推進に努める
	透水性舗装			
屋上緑化	屋上緑化			
<b>22 役務(21品目)</b>				
省エネルギー診断	省エネルギー診断	国の基準等を準用	国の目標の立て方を準用	調達を推進する
印刷	印刷			100%
食堂	食堂			調達を推進する
自動車専用タイヤ更生	自動車専用タイヤ更生			
自動車整備	自動車整備			100%
庁舎管理等	庁舎管理			
	植栽管理			
	加煙試験			
	清掃			
	タイルカーペット洗浄			
	機密文書処理			
害虫防除				
輸配送	輸配送			
旅客輸送(自動車)	旅客輸送			
小売業務	庁舎等において営業を行う小売業務			調達を推進する
クリーニング	クリーニング			
自動販売機設置	飲料自動販売機設置			100%
引越輸送	引越輸送			
会議運営	会議運営			
印刷機能等提供業務	印刷機能等提供業務			
産業廃棄物処理(* 県独自(R8))	産業廃棄物処理(電子マニフェストの利用)	経過措置	当該年度に契約する産業廃棄物処理委託業務の総契約数に占める、電子マニフェストを利用した契約の割合	100%
<b>23 ごみ袋等(1品目)</b>				
	プラスチック製ごみ袋	国の基準等を準用	国の目標の立て方を準用	100%

(備考) 産業廃棄物処理(電子マニフェストの利用)の調達目標については、知事部局のみに適用する経過措置を設けることとする。